

自然科学研究機構生理学研究所電子顕微鏡等使用料等細則

平成24年1月4日
生研細則第3号

(趣旨)

第1条 自然科学研究機構生理学研究所電子顕微鏡等有償利用規則（平成24年1月4日生研規則第6号）第6条の規定に基づき、自然科学研究機構生理学研究所電子顕微鏡及び周辺機器（以下「電子顕微鏡等」という。）の使用料等について必要な事項を定めるものとする。

(使用料等)

第2条 電子顕微鏡等の1時間あたり使用料は、別表1のとおりとする。

2 電子顕微鏡等を利用する際に研究所職員によるアドバイス、撮像又は解析を受けた場合の1時間あたりの料金は、別表2のとおりとする。

(使用料等の納付)

第3条 利用者は、前条第1項に定める1時間あたりの使用料に、利用許可された利用時間数を乗じて得た額を自然科学研究機構が別に発行する請求書により支払うものとする。

2 利用者は、電子顕微鏡等を利用する際に研究所職員によるアドバイス、撮像又は解析を受けた場合は、前項に規定する使用料に加え、前条第2項に定める料金にそれぞれ要した時間数を乗じた額を自然科学研究機構が別に発行する請求書により支払うものとする。

3 利用者は、電子顕微鏡等を利用する際に消耗品を使用した場合は、前2項の使用料等に加え、実際に使用した消耗品料を自然科学研究機構が別に発行する請求書により支払うものとする。

(使用料等の返還)

第4条 既納の使用料等は、次の各号に該当する場合を除き、原則として返還しない。

一 天災その他やむを得ない事情により、電子顕微鏡等を利用することができなくなったとき

二 生理学研究所長が生理学研究所の都合により、電子顕微鏡等の利用を取り消し、又は中止させるとき

附 則

この細則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月11日から施行する。

(別表1)

電子顕微鏡等の名称	1時間当たりの使用料額(円：税込み)
位相差電子顕微鏡 日本電子株式会社 JEM-2200(FS)	10,300
電界放射型電子顕微鏡 日本電子株式会社 JEM-2100(CR)	11,000
真空蒸着装置 日本電子株式会社 JEE-420	5,000
マグネトロンスパッタ装置 株式会社真空テハイス製 MSP-1S	1,000

(別表2)

項目	1時間当たりの料金額(円：税込み)
アドバイス	22,000
撮像	14,800
解析	14,800